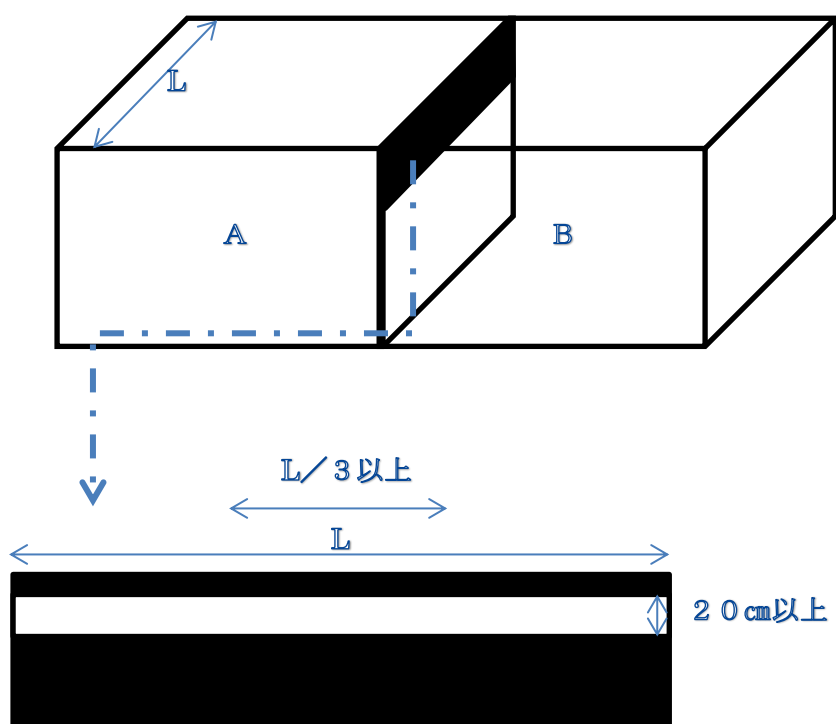


感知区域の取扱いについて●

次に示すものは熱式、煙式の感知器を問わずA・Bを同一感知区域として取り扱って差し支えないものとする。



※昭和57年6月7日 消防予第132号「自動火災報知設備の設置方法の疑義について」の問1(2)折版と鋼板の間隔がある場合についても20cm以上間隔がある場合には有効に感知できるものとみなし同一感知区域として取り扱う。